

## 第27回 鬼北町農業委員会総会

1. 開催日時 令和元年9月25日(水) 午後1時30分～午後2時16分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦
10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記
14	川平定計						

4. 欠席委員(1名)

6	有田亜佳
---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第123号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第124号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第125号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 報告第1号 農地原型変更届書について
- 日程第7 報告第2号 鬼北農業振興地域整備計画の変更について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第27回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>早期米の収穫も終わろうとしています、今年も災害が続き、加えて猛暑が続いて大変農作業にも苦勞されたと思ひます。なお、今年も早期米の収穫期に非常に雨が多かったので、まさに水田状態で稲刈りをしているような圃場が各地で見受けられたということで、そういう意味では品質も例年に比べたら落ちるのかなという心配もしてあります。</p> <p>なお、その後の普通作には新聞報道等に出ておりましたが、アキウンカが異常発生しているということで、鬼北管内でも一部の圃場では被害を受けた場所も見受けられる状況であります。大変、困難な事案の多い農作業の年でありましたが、今日は第27回の農業委員会総会ということで、内容に従いまして慎重に審議をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、13名であります。</p> <p>有田委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>なお、山本推進委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第27回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に3番 松岡照明委員、4番 中平勝則委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、中平委員より説明願ひます。</p>

中平委員	議席番号4番 中平です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】
中平委員	9月20日に譲受人の代理人、事務局2名、二宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。譲渡人には事前に了承をいただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】
中平委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、中平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、青木委員より説明願います。
青木委員	議席番号12番 青木です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第122号 順位2番 説明】
青木委員	9月20日に譲受人、事務局2名、柿本推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位2番 説明】
青木委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、青木委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位3番について、青木委員より説明願います。
青 木 委 員	議席番号12番 青木です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第122 順位3番 説明】</b>
青 木 委 員	9月20日に譲受人、事務局2名、柿本推進委員 私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第122号 順位3番 説明】</b>
青 木 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、青木委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、高田委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第122号 順位4番 説明】</b>

高 田 委 員	9月20日に譲受人、事務局2名、赤松委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第122号 順位4番 説明】</b>
高 田 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位5番について、二宮委員より説明願います。
二 宮 委 員	議席番号5番 二宮です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第122号 順位5番 説明】</b>
二 宮 委 員	9月20日に譲渡人、譲受人、事務局2名、井伊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第122号 順位5番 説明】</b>
二 宮 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、二宮委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位6番について、二宮委員より説明願います。
二 宮 委 員	議席番号5番 二宮です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番 の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第122号 順位6番 説明】
二 宮 委 員	9月20日に譲渡人の代理人、譲受人、事務局2名、井伊推進委員、私の計 6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位6番 説明】
二 宮 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ てを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、二宮委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、青木委員。
青 木 委 員	この場合宅地であって、現況は田んぼになっているということですが、その 場合農業委員会で申請すべきなのか、そこがわからないのと、なぜこのよう な宅地が田んぼになっているのか、そのいきさつもお聞きしたいのですが。
事 務 局	私どもも同じように宅地なので農業委員会にかけることないのではないかと 思ったのですが、書士さんによると、家を建てた横が田んぼになっている のですが、分筆をした時に一部が、宅地で削った部分と田んぼが一緒になっ て田んぼに組み込まれていました。 登記上、宅地にはなっていますが、見た目は田んぼでなく田んぼの端っこと したところだけが、分筆したことで宅地として残っていたという状況です。 今回、その部分も全部田んぼとして譲り渡すという事なので、できれば委員 会にかけてくれという事のようにです。書士さんが法務局からもかけてくれ と言われたようなので従いました。
議 長	他にご意見ございませんか。
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、

	順位 6 番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第 3 議案第 1 2 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位 1 番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第 1 2 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 3 号 順位 1 番 説明】
事 務 局	9 月 2 0 日に申請人、事務局 2 名、有田委員、上甲推進委員の計 5 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 3 号 順位 1 番 説明】
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第 4 議案第 1 2 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位 1 番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第 1 2 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 4 号 順位 1 番 説明】
事 務 局	9 月 2 0 日に譲渡人、譲受人の代理人、事務局 2 名、有田委員、上甲推進委員の計 6 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 4 号 順位 1 番 説明】
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、高田委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。 議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第124号 順位2番 説明】</b>
高 田 委 員	9月20日に譲渡人の代理人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第124号 順位2番 説明】</b>
高 田 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。



	順位1番から13番まで事務局より説明願います。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画」について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名、借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第125号 順位1番から13番 説明】</b>
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいいたします。
議長	ただ今、順位1番から13番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
清家委員	賃借料が表示されますが、何年かした時に毎年同じように決められた150kg払っていたものが払えなかったときに、フォローはあるのですか。 現実問題として、近くでも、最初は米でいつの間にか1万円になったり、条件が変わる人がたまにあって、ここで審議した時と何年かたった時の条件が違う時がありますので、そのあたりはどういうことなのか。 事務局はフォローしたり、たまに抜き打ちで検査したり、何か対策がいるのではないかという気もしますが。
事務局	あくまでも賃借料は契約上書いていますが、個々で契約されていますし、例えば今年採れなかったのも、ちょっとでいいよとか、それは各々でされている事で、細かいことは、契約書通した5年前、10年前と、その年その年で違うことを農業委員会で把握して、指導するのは無理かと思います。お互いが話し合っ、例えば今年採れなかったのも、これくらいでいいよという事もあるかと思いますが、そこは個々の話し合いで、農業委員会がタッチするのは無理やないかと思います。
清家委員	という事は、賃借料はあくまで目安ですね。
事務局	はい。目安といいますか、契約上そういうふうにはしていますが、契約書の中身まで農業委員会が毎回把握するのはなかなかできないと思いますので、お互いでやってもらえたらと思います。
議長	他、ご意見ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から13番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 1 3 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第 6 報告第 1 号「農地原形変更届出書について」の報告をします。 順位 1 番について、谷口雄記委員より報告願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 3 番 谷口です。 報告第 1 号「農地原形変更届出書について」、順位 1 番の報告をします。
	【報告書に基づき、報告第 1 号 説明】
谷 口 委 員	以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、担当委員からの報告が終わりました。 質疑等ございませんか。
各 委 員	（質問、意見等なし）
議 長	日程第 7 報告第 2 号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」の報告を行います。 それでは、順位 1 番について、事務局より報告願います。
事 務 局	報告第 2 号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」報告いたします。 これに関しましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする」と定められておりますので、町長から鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。 今回の変更は除外ではなく農振農用地への編入であり、農地の保全につながるため農業委員会事務局で先決し、総会で報告という対応を執らせていただきました。
事 務 局	【報告書に基づき、報告第 2 号 順位 1 番 説明】
議 長	ただ今、事務局からの報告が終わりました。 質疑等ございませんか。
	（質問、意見等なし）
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 2 7 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。

	議事録署名委員
	3番
	4番